

令和3年第2回京丹波町議会定例会（第1号）

令和3年6月1日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 令和3年 6月 1日

16日間

至 令和3年 6月16日

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 議案第47号 財産の無償譲渡について

第 6 議案第48号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例及び京丹波町ケーブルテレビネットワークの管理及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第49号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第50号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第51号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）

第10 発議第 2号 京丹波町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（15名）

1番 岩 田 恵 一 君

2番 野 口 正 利 君

3番 谷 口 勝 巳 君

4番 隅 山 卓 夫 君

5番 村 山 良 夫 君

- 6 番 坂 本 美智代 君
- 7 番 鈴 木 利 明 君
- 8 番 西 山 芳 明 君
- 9 番 北 尾 潤 君
- 1 1 番 東 まさ子 君
- 1 2 番 山 田 均 君
- 1 3 番 谷 山 眞智子 君
- 1 4 番 篠 塚 信太郎 君
- 1 5 番 森 田 幸 子 君
- 1 6 番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（10名）

- 町 長 太 田 昇 君
- 副 町 長 谷 俊 明 君
- 参 事 中 尾 達 也 君
- 参 事 山 森 英 二 君
- 企 画 財 政 課 長 松 山 征 義 君
- 総 務 課 長 長 澤 誠 君
- 税 務 課 長 中 井 伸 幸 君
- 住 民 課 長 久 木 寿 一 君
- 教 育 長 樹 山 静 雄 君
- 教 育 次 長 堂 本 光 浩 君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（2名）

- 議 会 事 務 局 長 堀 友 輔
- 書 記 山 口 知 哉

開会 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染予防の関係で、3つの密（密集、密接、密閉）をできる限り避けるために、感染防止及び予防の関係で、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれましてもマスク着用としております。

また、議場内の換気を行うため、窓を常時、少し開けた状態にしております。ほかにも、感染防止対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

傍聴席におきましては、傍聴席を1席ずつ離して、距離空間を取った配置にしております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

あわせて、本日の議事運営につきましても、こうした状況の中で、3密の状況を少しでも回避するために、議員の皆様並びに執行部の皆様におかれましては、スムーズな会議の進行に努めていただきますよう、いま一度、皆様方にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

あわせて、執行部の出席者についても、密を避けるために調整をさせていただいております。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、令和3年第2回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、本会期中の署名議員は、2番議員・野口正利君、4番議員・隅山卓夫君を指名します。

なお、以上の両君に差し支えのある場合には、次の議席の方をお願いいたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から6月16日までの16日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、議案第47号ほか4件です。

提案理由説明のため、太田町長ほか関係者の出席を求めました。

5月28日に議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

また、同日に全員協議会が開催され、議会運営委員会の報告が行われました。

本定例会までに受理した陳情書をお手元に配付しております。

京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

本日、本会議終了後、議会広報常任委員会を開催しますので、委員の皆様は大変ご苦勞さまですが、よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、行政報告》

○議長（梅原好範君） 日程第4、行政報告を行います。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和3年第2回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。

また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

さて、町内各地では田植作業も順調に進み、一区切りを迎えようとしております。また、町の特産品であります黒大豆をはじめとする畑作物の作付準備も進んでいます。このまま順調に作物が育ち、実りの秋を迎えられることを願うものであります。

そのような中、新型コロナウイルス感染症につきましては、高齢者を対象としたワクチン接種が始まってはいるものの、収束の先行きが見えない状況にあります。

国は、新規感染者は減少傾向にあるが、依然として高い水準で推移しており、まだまだ予断を許さない状況にあることや医療提供体制の逼迫状況等を踏まえ、3度目となる緊急事態宣言の期間を今月20日まで延長し、感染防止対策の徹底を図ったところであります。

また、従来型のコロナウイルスから感染力が強い変異株に置き換わったという報告もあり、状況は依然として厳しく、今後も気を緩めることなく、継続して感染症予防対策に取り組む必要があります。

本町におきましては、引き続き町民の皆様には、不要不急の外出を控えていただくことに加え、感染の蔓延を徹底して防ぐため、改めてマスクの着用や手洗い、また3密の回避など、一人一人が、うつらない、うつさない行動を取っていただくよう、ご協力をお願いしているところであります。

町民の皆様には、ご不便をおかけしますが、自分自身はもちろんのこと、家族や周りの大切な人の命を守るため、正確な情報に基づく冷静な対応、落ち着いた行動、また感染予防や拡大防止に努めていただき、一日も早く、ふだんの生活が取り戻せるよう、皆様とともに力を合わせ取り組んでまいりたいと考えますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

一方、ワクチン接種につきましては、国は、感染拡大防止と国民の生命及び健康を守るための最重点対策として、ワクチン接種を推進しており、中でも高齢者へのワクチン接種については、7月中の完了を目指し、国主体の集団接種が計画されるなど取組が加速化しております。

このような状況の中、本町では、65歳以上の高齢者へのワクチン接種を7月中に完了させるため、医師等の確保や日程を再調整するとともに、2会場での集団接種を実施することとし、各関係機関と連携する中、先月29日から接種を開始したところであります。

また、集団接種において、キャンセルがありワクチンに余剰が出た場合には、集団接種会場で接種業務に従事する職員に接種を行い、ワクチンの廃棄を防ぐとともに、職員への感染予防対策を図り、ワクチン接種を安全で円滑に進めてまいります。

なお、令和3年5月30日に実施しました京丹波町の高齢者への新型コロナウイルスワクチンの集団接種におきまして、ワクチンの二重接種が判明いたしました。誤って二重接種を受けられた方に対しまして、ご心配とご迷惑をおかけし、誠に申し訳なく思っております。再発防止に向けて役割分担の再確認など徹底してまいります。

今後とも、速やかなワクチン接種に努めてまいりますので、町民の皆様をはじめ議員各位には、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、本年度のタウンミーティングの開催につきましては、現下の新型コロナウイルス感染状況から、今後もなお皆様にお集まりいただくことは難しいと判断し、昨年度と同様に会場での開催を見送り、ケーブルテレビを活用した自主放送による特別番組を制作して、7月下旬から放映を開始し、併せて、アンケートやご意見をいただく方法により実施する予定としております。

また、本年度は、町の将来を担う若者の意見を聞く場として、須知高校生との意見交換を計画しております。

その模様につきましても、ケーブルテレビにおいて秋頃を目途に放映する予定としております。

長期化するコロナ禍の影響を受ける厳しい状況下におきましても、行政の公正化の観点から、しっかりと説明責任を果たし、町民の皆様と一体的なまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

令和3年度も、既に2か月が経過する中で、当初予算に盛り込んでおります、助け合いと活力ある健康の里づくりを推進するための各種施策に順次着手しております。

中でも、新庁舎建設工事につきましては、8月末の完成を目指し順調に工事が進んでおり、約80%の進捗を見ております。

今後におきましても、工事業者及び設計監理業者とより一層連携を図り、遅延なき工程管理の徹底に努めてまいります。

また、たんばこども園新園舎建築工事につきましては、6月末の新園舎完成を目指し、順調に工事が進んでおり、9月から須知幼稚園の仮園舎として運用する予定としております。

令和4年4月には、みずほこども園、わちこども園とともに、幼保連携型認定こども園が開設できるよう、引き続き園児の安全に最大限配慮しながら工事を進めるとともに、開設に係る準備を進めてまいります。

なお、昨今の状況を鑑み、新園舎の様子につきましては、ケーブルテレビや動画配信等により、町民の皆様にご覧いただく機会を設けたいと考えております。

次に、農林業振興についてであります。主要施策であります有害鳥獣対策につきましても、従来の捕獲や被害防止等の事業に加え、本年度は、ドローンを活用した駆除や追い払いの可能性についての研究を行ってまいります。さらに、捕獲個体を丹波地区内の減容化施設に搬入するに当たり、一時的に保管できる施設を和知地区内に設置することとし、捕獲隊員の負担軽減と一層の被害防止に向けた取組を進めてまいります。

京丹波町ケーブルテレビの民営化につきましては、できる限り早期に移行できるよう株式

会社ZTVと協力しながら取組を進めているところであります。

民営化の移行時期につきましては、今年度中に行うこととしておりますが、目標といたしまして、9月から順次、切替えが行えるように調整をしているところであります。

詳細な日程が決まり次第、改めて住民の皆様へ周知を図るなど、引き続き円滑な民間移行に向けて努力してまいります。

京丹波あんしんアプリにつきましては、本年4月からケーブルテレビによる音声告知放送と併用した運用を開始しており、SNSやメール等も活用し、行政情報等を配信しております。

現在の音声告知放送は、令和3年7月31日をもって終了し、京丹波あんしんアプリに移行することから、できる限り多くの方々に利用していただくよう、今月7日から各地区の公民館等に職員が訪問し、実際登録を行った上で、使い方などを説明する巡回訪問を実施する予定としておりましたが、緊急事態宣言が延長されたことにより、改めて各区長様と調整を行い、再度日程等を設定いただく予定としております。まだ登録をされていない町民の皆様におかれましては、ぜひこの機会にご登録くださいますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、令和2年度の各会計決算見込みであります。一般会計では、歳入142億8,000万円、歳出139億4,000万円、収支は3億4,000万円となり、翌年度繰越財源を差し引いた実質収支では、1億4,000万円程度を見込んでおります。

また、公営企業会計を除く特別会計では、歳入55億1,000万円、歳出54億5,000万円となり、収支は6,000万円程度を見込んでおります。

今後とも引き続き業務の効率化と適正な予算執行に努めるとともに、さらなる財政の健全化に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上、行政報告といたします。

○議長（梅原好範君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

《日程第5、議案第47号 財産の無償譲渡について～日程第9、議案第51号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）》

○議長（梅原好範君） お諮りします。

ただいまから上程になります日程第5、議案第47号 財産の無償譲渡についてから、日程第9、議案第51号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）までの議案につきましては、本日は、提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思

いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

これより、日程第5、議案第47号 財産の無償譲渡についてから、日程第9、議案第51号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第47号 財産の無償譲渡につきましては、ケーブルテレビ事業の円滑な民営化移行を推進するため、丹波サブセンター施設を株式会社ZTVに無償譲渡することにより、同社によるサービス提供のための拠点施設として有効活用を図ることを目的として、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、建物を無償譲渡することについて議決をお願いするもの。

議案第48号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例及び京丹波町ケーブルテレビネットワークの管理及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、ケーブルテレビ事業の民営化に伴う一部業務の終了及び利用料の特例措置を講じるもの。

議案第49号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人町民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し等について所要の改正を行うもの。

議案第50号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うもの。

議案第51号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきましては、補正前の額128億4,305万9,000円に、今回1,204万5,000円を追加し、補正後の額を128億5,510万4,000円とすることをお願いしております。

初めに、議会費では、新型コロナウイルス感染症により、町民生活や地域経済に与える影響が深刻化する中、一層の支援を図ることを目的として、第4回臨時会で議決されました議員各位の期末手当自主減額に係る条例改正に基づき、議会一般経費から62万8,000円を減額するものであります。

また、総務費におきましても同様に、第4回臨時会で議決されました特別職期末手当の自主減額に係ります条例改正に基づき、特別職人件費につきましても48万9,000円の減額をお願いしております。

次に、民生費では、児童福祉費の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に883万円の計上をお願いしております。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯特別給付金の給付を行うものであります。

次に、教育費では、小学校費の小学校教育振興一般事業に60万円を、中学校費の中学校教育振興一般事業に100万円をそれぞれ増額することをお願いするものであります。

新型コロナウイルスの全国的な感染状況により秋に延期となりました小中学校が実施する修学旅行について、バスの増便対応等に係る経費について、町が支援を行い、保護者負担の軽減を図るものであります。

同じく中学校費の中学校一般管理事業に、73万2,000円の増額をお願いしております。現在、故障している和知中学校の校長室兼会議室の空調設備の更新を行うものであります。

また、社会教育費では、京丹波町どこでも図書館構想事業に200万円の増額をお願いするものであります。このほど、町内の法人及び個人の方から、図書購入への活用を目的とした寄附を賜りましたことから、ご意思に基づき図書購入を行うものであります。

次に、歳入でございます。

まず、国庫支出金では、子育て世帯生活支援特別給付金に975万円、また寄附金には、図書充実寄附金として200万円の計上をお願いしております。

最後に、今回の歳出補正額に対して必要な財源を確保するため、財政調整基金繰入金から29万5,000円を繰り入れて財源調整を図ることといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長から求めます。説明は、日程順にお願いします。

松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） それでは、議案第47号 財産の無償譲渡について補足説明をさせていただきます。

無償譲渡する財産につきましては、京丹波町蒲生梅ノ木6番地1に所在する建物であり、施設名は丹波サブセンター施設でございます。この施設は、旧丹波町において、丹波町地域有線システムの本部局として平成7年度に建築したもので、25年が経過したものでござい

ます。また、現在は、ケーブルテレビのサブセンター施設としてサービスを提供するため、設備等の構築をしております。

この度のケーブルテレビの民営化に向けて、株式会社ZTVから丹波サブセンター施設を活用し、施設内にサービスに必要な設備等の構築と本町における地域の拠点として営業所設置を図ることを目的に、丹波サブセンター施設の無償譲渡についての提案があったところであり、

本町といたしましては、民営化後においては当該施設を利用しないこと。また、将来的には解体撤去費用等が生じること。さらには、この施設を無償でなく有償で譲渡する場合には、国への補助金返還などが必要となり、民営化への早期移行への影響も懸念されることなどから、総合的に町にとっても最も有益な方法として、株式会社ZTVに無償譲渡する方向で調整を進めてまいりました。

また、当該施設につきましては、国の補助金を活用して整備をしているため、民間事業者へ譲渡する場合は、国への財産処分の届出が必要となりますことから、国や京都府と十分に調整を図りながら手続を進めてまいりました。

この度、国や府に対する一連の財産処分などの手続が完了いたしましたことから、丹波サブセンター施設の有効活用と円滑な民営化移行を図るため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、無償譲渡に対する議会の議決をお願いするものであります。

民営化への移行は、本日、町長からの行政報告のとおり、今年9月から順次切替えを行い、令和4年3月31日までに完了する予定といたしておりまして、円滑にそして早期に移行を図ってまいりたいと考えております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第48号 京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例及び京丹波町ケーブルテレビネットワークの管理及び運用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

初めに、京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、条例に規定しております業務のうち、ケーブルテレビ事業の民営化に伴い終了する一部の業務についての改正と、併せて、利用者の円滑な移行を図るため、民間サービスへ移行した月は利用料を徴収しない特例措置を講じる改正をお願いするものであります。

それでは、新旧対照表、第1条関係をご覧ください。

京丹波町ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例に係る今回の改正は、附則に3項を加える改正であり、初めに、第7項を追加いたしまして、条例上、第4条第1項第5号

で定める業務のうち、音声告知放送の業務については、令和3年7月31日をもって終了することを定めるもの。

同じく、第8項では、第4条第1項第7号で定める農業気象観測データの提供を令和3年8月31日をもって終了することを定めるものであります。この業務は、テレビの12チャンネルで放送している気象情報番組のことです。

また、第9項では、ケーブルテレビサービス利用者の円滑な移行を図るため、民間サービスへ移行した月は利用料を徴取しない特例措置を講じることを定めるものであります。

参考資料として提出させていただいておりますA4横長1枚のカラー刷りの資料、利用料の特例措置についてを併せてご覧ください。

民営化に伴うサービス切替は、丹波・和知地区については、上位設備での接続切替により移行することとなり、また、瑞穂地区については、加入者宅への切替工事により順次移行することとなります。

現行の本町の条例では、月の途中で加入を解除しても、その月の利用料は翌月に徴収することとなっております。

一方、民間事業者である株式会社ZTVのサービスに係ります料金は、当月請求とされており、サービスを切り替えた月に係る利用料等につきましては、本町の請求と民間事業者の請求が重なることとなり、加入者の混乱を招くおそれがあります。

このことを回避するため、民営化移行に係るZTVとの協議により、サービス移行をした月に属する月をサービス切替えに係る調整月と位置づけまして、町とZTVの双方が利用料等の請求を行わない月として整理することで調整を行ってきたものであり、円滑な民営化移行を図るため、今回の利用料の特例措置をお願いするものであります。

次に、新旧対照表、第2条関係をご覧ください。

京丹波町ケーブルテレビネットワークの管理及び運用に関する条例の一部を改正する条例の改正につきましても、先ほどの第1条関係の第9項の内容と同様に、インターネットサービス利用者の円滑な民営化移行を図るため、民営化移行した月は、インターネットサービスの利用料を徴取しない特例措置を講じることを定めるものであり、附則に1項を加える改正を行おうとするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 中井税務課長。

○税務課長（中井伸幸君） 議案第49号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日を本年4月1日とする必要のある改正につきましては、専決処分の措置により、第3回臨時会においてご承認いただいたところでございます。

今回は、それ以外の部分についてご提案をさせていただくものでございます。

まず、地方税法改正の概要につきましてご説明を申し上げます。

公布された改正地方税法は、令和3年度税制改正大綱を受け、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税等の税負担の調整及び車体課税の環境性能割の税率区分等の見直しと現下の経済情勢等を踏まえた税制上必要な措置が講じられたところでございます。

今回の町税条例の改正案につきましては、これらの地方税法において改正された内容について必要な整理をお願いするものであります。

それでは、町税条例の改正内容につきまして、その概要を新旧対照表によりご説明を申し上げます。

最初に、新旧対照表1ページをご覧ください。

まず、1ページ、第24条第2項につきましては、昨年度の税制改正におきまして、30歳以上70歳未満の国外居住親族を扶養控除の対象から原則として除くこととされたことに伴いまして、今回、個人町民税の均等割の非課税限度額についても、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様とする政令改正が行われたことから、所要の文言整理を行うものであります。

続いて、同じく1ページ、第36条の3の3につきましても、先ほどと同様に、非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しに伴う地方税法の改正に併せて、所要の文言整理を行うものであります。

続いて2ページ、附則第5条につきましても、同様の理由による改正でありまして、個人町民税の所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しに伴う地方税法の改正に併せて、所要の文言整理を行うものであります。

最後に、同じく2ページ、附則第6条につきましては、地方税法の改正に伴い、平成30年度から令和4年度の個人町民税において適用しております特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制につきまして、対象をより効果的なものに重点化した上で5年の延長が行われたことから、所要の整理を行うものであります。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご賛同

賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 議案第50号 京丹波町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、第2条第29号に規定している個人番号カード再交付手数料を削除するものであります。これは、令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の中で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の改正が行われたことによるものでございます。この番号法の改正により、個人番号カード、マイナンバーカードと呼んでおりますが、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が個人番号カードを発行する主体として明確化され、併せて、J-LISは、個人番号カードの発行に係る手数料を徴収することができ、手数料の徴収事務についてJ-LISから市町村長に委託することができるという旨の規定が新設されました。いわゆる法定受託事務という取扱いになります。これに併せて、J-LISにおいて、個人番号カード発行に係る手数料徴収の規定が定められることとなります。

今回の条例改正は、これに伴うものでありまして、施行日は改正法の施行日と同じ令和3年9月1日であります。

以上、補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 松山企画財政課長。

○企画財政課長（松山征義君） それでは、議案第51号 令和3年度京丹波町一般会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、歳出から、事項別明細書の7ページから8ページをお願いいたします。

1款、1項、1目の議会費及び2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費では、先ほどの町長提案説明のとおり、6月支給分の期末手当の減額により、議会一般経費で62万8,000円を、また、特別職人件費で48万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費では、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業として883万円の計上をお願いするものであります。町長の提案説明のとおり、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対して生活支援を行う観点から、児童扶養手当受給者等の低所得の独り親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯を対象に、児童1人当たり一律5万円の給付金を給付するものであり

ます。

各費目の計上といたしましては、給付金につきましては、国から示された算出方法により、支給対象児童数を159人と見込み、795万円を18節、負担金、補助及び交付金に計上しております。

また、事務費といたしまして、それぞれ必要な内容につきまして計上をお願いしております。

なお、本事業に係る財源といたしましては、全額につきまして国庫支出金を充当いたしております。

次に、10款、教育費、2項、小学校費、2目、教育振興費につきましては、小学校教育振興一般事業として60万円の増額をお願いするものであります。

同じく、ページ下段の3項、中学校費、2目、教育振興費につきましても、中学校教育振興一般事業として100万円の増額をお願いするものであります。町内各小中学校における令和4年3月31日までに実施する修学旅行経費のうち、新型コロナウイルス感染症対策対応のため、バス増便対応や行程変更に伴い生じる経費について支援を行い、保護者負担の軽減を図るものであり、バス借上げに係る経費を計上いたしております。

なお、全ての小中学校が10月から11月にかけて延期し、実施予定であるとお伺いをしております。

同じく、3項、中学校費、1目、学校管理費につきましては、中学校一般管理事業として73万2,000円の増額をお願いするものです。和知中学校の校長室兼会議室の空調設備が故障し、機能が発揮されていない状況でありますことから、これから気温が上昇する夏季を迎える中で、また、室内の換気対策などコロナ対策の側面も併せて改修工事を行い、早期に機能回復を目指すものであります。

次に、9ページから10ページをご覧ください。

5項、社会教育費、2目、公民館費につきましては、京丹波町どこでも図書館構想事業として200万円の増額をお願いするものであります。町内法人及び個人の方から図書購入への活用目的とした寄附をいただいたことによりまして、そのご意思に基づき図書の購入を行うものであり、図書購入費に計上をお願いするものであります。

次に、歳入でございます。

戻っていただきまして、事項別明細書の5ページから6ページをお願いします。

初めに、16款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金では、子育て世帯生活支援特別給付金として975万円を計上いたしております。今回補正をお願いして

おります児童福祉総務費の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に全額の８８３万円を、また社会福祉総務費、人件費に９２万円を充当するものであります。

同じく、１９款、１項、１目の寄附金では、３節、教育費寄附金に図書充実寄附金として２００万円を計上いたしております。社会教育費の京丹波町どこでも図書館構想事業に全額充当するものであります。

最後に、２０款、繰入金、２項、基金繰入金、１目、財政調整基金繰入金では、財政調整基金繰入金として２９万５，０００円を計上いたしております。今回の補正予算に必要な歳出額に対する財源調整を図るものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

《日程第１０、発議第２号 京丹波町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（梅原好範君） お諮りします。

ただいまから上程になります日程第１０、発議第２号 京丹波町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての議案につきましては、本日は、提案理由説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

これより、日程第１０、発議第２号 京丹波町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

北尾議員。

○９番（北尾 潤君） 発議第２号 京丹波町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由説明を申し上げます。

過疎自治体における地方議員の成り手不足や若い世代の立候補が少ない実情がある中、無投票または定数割れによる地方自治の存続に関わる課題を解消するため、令和２年１月２０日に梅原議会議長から議会運営委員会に議会議員定数・議員報酬等及び今後の議会の在り方に関する諮問を受け、一年半近くにわたり議員間において度重なる審議を重ねてまいりました。

昨年の議論開始当初は、今後の本町議会は、定数と報酬、委員会数などを含めてどんな議会であるべきかという問いに対して、15人の議員個人及びグループから10個の案の提案があり、活発な議論を進めるうちに最終段階において3案に絞られてきました。

定数現状維持の定数16名の主張として、定数減により住民と行政をつなぐパイプを細くすることになる。広い面積の本町においては、町民の意見が聴取しづらくなる。成り手不足に拍車がかかるなどが主張されました。

これに対して、ここ十数年の情報ツールの発達が目覚ましく、意見聴取方法を従来と同等に考えるべきではない。町民からの要望・意見聴取においては、行政や区長との役割分担も整理すべき。現時点で既に成り手不足であることや子育て世代をはじめ若者が立候補できる条件であるとは言えないなどの意見がありました。

定数2削減の定数14人の案の主張ですが、人口減に対応して議員数も減らすべきだが、多様性の確保のために大きく削減するべきではない。議長会の報告や類似自治体との比較などを参考にして大きく変えるべきではないなどを主張しました。

これに対しては、現時点でうまくいっていればよいが、成り手不足の現状が大きな問題であるため、大きな変化もやむを得ないという現状への評価の差が指摘されました。その上で、過去の慣例や類似自治体との比較ではなく、本町の特性を考えた独自の京丹波町議会モデルをつくるべきとの意見がありました。

定数4削減の定数12人案の主張ですが、現状の報酬額や社会保障もないなどの条件面から、子育て世代をはじめとする若者が議員に立候補できない。定数を大きく減らし報酬を大きく上げることで若い世代も立候補しやすくなる。若い世代に限らず報酬を上げることで、有能な人材が議会に入る可能性が高まる。人口減少に応じて議員数及び職員数を減らすべきなどの主張がありました。

これに対して、大幅な定数削減はリスクがある。定数減は成り手不足を加速させる。定数と報酬は連動して考えるべきではないなどの意見がありました。

審議中には、過去の事例にとらわれない議員間のプレゼン、議員間討議の町ケーブルテレビを通じた放映、町民アンケートの実施や非公式の各会派代表者会議を頻繁に開催するなど、会派を超えて議論を深める取組を進め、令和3年5月11日に諮問に対する答申を行いました。

答申における議員数は、現状より削減するものとし、その数は12人から15人となりました。

答申後も審議を重ね、今回、新しい時代を見据えた京丹波町議会の構築に向けて、議員間

の様々な思いを集約し、議員定数を16人から3人減の13人とすることを発議第2号として提案するものであります。

参考ですが、町民アンケートにおいて、定数を減らすべきと答えた町民が望む議員定数の平均は12.9人であり、議員間の最終3案において定数を減らすべきとした議員の望む議員定数の加重平均は12.6人となるため、町民と議員の意思としても13人は妥当だと考えられます。

定数は附則に明記します。

今後も答申で示した内容の具現化を進め、町行政と連携・協力しながら、住民と行政のパイプ役を全うできるよう、一層の取組を進めていくことを誓い、今回、本件を提案するものであります。

以上、ご理解いただきまして、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上説明のとおりであります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会とします。

次の本会議は、6月4日に再開しますので、定刻までにご参集ください。

なお、この後、議員控室で議会広報常任委員会を開催いたします。委員の皆様には、大変ご苦労さまですが、引き続きよろしくお願いいたします。

本日は、大変ご苦労さまでした。

散会 午前 9時49分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 野口正利

〃 署名議員 隅山卓夫